

回 覧 令和5年5月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈募 集〉	1	◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します ◆弓道教室を開催します
	2	◆シルバー人材センターの会員を募集しています
	3	◆町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】
〈お知らせ〉	5	◆県防災士養成研修を実施します ◆6月4日～10日は「危険物安全週間」です ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
	6	◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します
	9	◆ブロック塀などの除却費用を補助します
〈保健と福祉〉 (一般)	10	◆人間ドック費用の一部を助成します
〈相 談〉	11	◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています ◆「こころの健康相談」を実施します
	12	◆「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを募集しています

町では、令和4年9月から LINE 公式アカウントを運用しています。

さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち登録をお願いします。



友だち登録はこちらから



町公式サイトはこちらから

◆5月は自動車税種別割を納める月です

自動車税種別割は、4月1日現在で宮崎運輸支局に登録のある自動車の所有者または使用者に課税され、納期限は5月31日(水)です。

金融機関、県税・総務事務所、コンビニエンスストアでの納付のほか、スマートフォンなどからのクレジットカード納付・アプリ決済も可能です。(詳しくは納税通知書の裏面および同封のチラシをご覧ください。)

なお、障害のある人のために使用する自動車は、一定の要件に該当している場合、納期限までに申請することで自動車税種別割が減免されることがありますので、お早めにご相談ください。



★お問い合わせは、
 都城県税・総務事務所
 納付に関すること ☎:23-4516
 減免に関すること ☎:23-4517 をお願いします。



募 集

◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します

ファミリー・サポート・センターは、子育てを助けてほしい人(おねがい会員)と子育てを援助したい人(まかせて会員)が助け合いながら子育てを支援する会員組織です。

今回、講習会の開催に合わせて、子育てを援助してくれる「まかせて会員」を募集します。地域で一緒に子育てのお手伝いをしませんか。

■まかせて会員の条件 =

- 町内在住で20歳以上の心身ともに健康な人
- 子育て支援に意欲のある人

■まかせて会員になるには =

- センターが実施する講習会を受講する(全7講義、2日間)
- センターに入会申込書を提出する

■講習会の日程 =

- 日 時:6月13日(火) 午前8時40分～午後3時30分
6月14日(水) 午前8時50分～11時
※2日間とも受講が必要です
- 場 所:町総合福祉センター「元気の杜」
- 内 容:保健師、管理栄養士、小児科医、心理士、消防士などによる
子ども・子育てに関する講義
- 受講料:無料

■活動の内容 =

- 子どもの預かりや保育園などの施設への送迎など
- ※預かる子どもの年齢、活動の内容、日時などは選ぶことができます。
- ※有償ボランティア活動です。
(平日1時間あたり600円、土曜・日曜・祝日は800円)
- ※補償保険に加入しています。(保険料はセンターが負担)

★お申し込み・お問い合わせは、
ファミリー・サポート・センターたんぽぽ ☎:51-5688 にお願ひします。



◆弓道教室を開催します

町スポーツ協会では、弓道競技の普及・競技力の向上を目的に弓道教室を開催します。

中学生以上であれば、性別や経験の有無は問いません。ただし、中学生・高校生は学校の部活動生以外で、中学生は保護者の同伴をお願いします。

「新しいことにチャレンジしてみたい」「技術力を向上させたい」など、弓道に興味がある皆さん、気軽にご参加ください。

- 開催日 = 6月6日(火)、6月8日(木)、6月13日(火)、6月15日(木)、
6月20日(火)、6月22日(木)、6月27日(火)、6月29日(木)、
7月4日(火)、7月6日(木) ※全10回
- 時 間 = 午後7時30分～9時30分
- 場 所 = 三股町弓道場
- 受講料 = 3,000円(全10回、施設使用料・貸し出し道具・テキスト代を含む)
※講習初日に現地で徴収します。
- 定 員 = 20人 ※先着順としますが、希望者が10人に満たない場合は
開催できません。
- 服 装 = 運動に適した服装でご参加ください。また、道場内では靴下
もしくは白足袋の着用をお願いします。
- 講 師 = 三股町弓道愛好会および宮崎弓道連盟北諸支部による指導者
- 申込方法 = 教育課スポーツ振興係に電話・ファクスまたはメールで「弓道教室希望」として、氏名・連絡先を添えてお申し込みください。
- 申込期限 = 5月31日(水) 午後5時

★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(中央公民館内)
☎:52-9312(直通) ファクス:52-9724
メールアドレス:sports@town.mimata.lg.jp にお願ひします。



◆シルバー人材センターの会員を募集しています

あなたの能力や経験を「シルバー人材センター」で生かしてみませんか。

会員の条件は、町内に住んでいる原則60歳以上で経験や能力を生かす仕事がしたい人、健康で働く意欲のある人です。

【遺跡発掘調査員を募集します】

現在、町が6月から実施する町内遺跡発掘の調査員を募集しています。希望する人は、会員登録をお願いします。

■作業期間 = 6月1日～

■作業時間 = 午前9時～午後4時30分(6時間30分)
週20時間以内(時間については、相談できます)

■作業場所 = 三股町大字長田2317(田上地区)

■時間給 = 1,000円
交通費1日100円(就業場所まで、2km以上の人)

■現場設備 = 休憩用プレハブ・簡易トイレ2棟

■申込方法 = 町シルバー人材センターに直接お申し込みください。



【^{せんてい}剪定講習会を開催します】

■内 容 = 造園業の人を講師に迎え、庭木の基礎から樹形づくりを学ぶ講習会を年3回開催します。

■日 時 = 第1回目 5月18日(剪定の基礎)
第2回目 11月～12月(秋・冬の管理)
第3回目 1月～2月(冬の樹形)
各日 午前9時～午後3時(間に1時間の昼休憩あり)
※年3回の講習会に参加して頂く人を対象とします。

■場 所 = 座学:町シルバー人材センター
実技:町内施設

■受講料 = 無料

■対象者 = 町在住の原則60歳以上の人
(令和6年3月31日時点で満60歳以上の人)

■人 数 = 10人程度

■締 切 日 = 5月15日(月)

■申込方法 = 町シルバー人材センターに直接お申し込みください。

○上記以外についても随時募集しています。

(例)町内小学校のスクールバス運転士(中型免許以上)、
幼稚園バス運転士(普通免許可)及び送迎補助、
工場内軽作業、剪定会員、草刈会員、除草会員

★お申し込み、お問い合わせは、

公益社団法人 三股町シルバー人材センター
三股町大字樺山3890-5

☎:52-7150/FAX:52-8715 をお願いします。



◆町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

■申込資格 =

- ①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は、申し込みできません。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。
※離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込みできません。
例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、单身者でも申し込みできます。
 - ・60歳以上の人
 - ・生活保護を受給している人
 - ・身体障害者手帳(1級～4級)などの交付を受けている人**※单身者は、塚原団地(2K)のみ申し込みができます。**
- ③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。
- ④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。
(公営住宅入居資格収入基準)
※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合もあります。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥自治公民館組織に必ず加入し、団地での共同生活ができる人。

■申込書類の配付・受け付け =

	申込書類の配付	申し込み受け付け
期 間	5月10日(水)～6月5日(月) (土曜・日曜を除く)	6月1日(木)～5日(月) (土曜・日曜を除く)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)	

※申込書には添付する書類が多数あります。

■抽 選 会 =

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。

抽選日時 … 6月15日(木) 午前10時～

抽選会場 … 町役場2階 第3会議室

※ひとり親世帯、障害者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。



■募集団地一覧 =

次のページ以降に掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

○随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、7月3日(月)から随時募集に切り替えます。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口) ☎:52-9066(直通)

をお願いします。

■令和5年6月 定期募集団地一覧

団地名	小学校区	構造	建築年度	戸数	階数	部屋号数	間取り	家賃(円)	共益費	エレベーター	駐車場使用料	下水道使用料	シャワー・網戸	備考
中原	三股西	RC造 2階建て	H20	1	2階	D-92	2DK	20,300~ 30,200	○	○	○	○	○	
			H20	1	2階	E-117	3LDK	25,400~ 37,900	○	○	○	○	○	※4人以上
塚原	三股	RC造 3階建て	H23	1	3階	A-28	2K	14,900~ 22,200	○	○	○	○	○	※単身可
			H24	1	2階	B-62	3DK	19,500~ 29,100	○	○	○	○	○	
				1	3階	B-75	3DK	19,500~ 29,100	○	○	○	○	○	
東原		RC造 3階建て	H30	1	3階	B-68	2LDK	21,300~ 31,700	○	○	○	○	○	
長田地区住宅	長田	木造	H25	1	—	—	3LDK	22,500~ 33,500	×	×	×	×	○	※別途、合併浄化槽の契約が必要です 合わせて欄外の条件をご確認ください。

※RC:鉄筋コンクリート

※○=あり、×=なし

【長田地区住宅の申し込み資格】

- 入居者および同居者が3人以上あること。
- 同居者または同居しようとする親族に、ひまわり保育園長田分園もしくは長田小学校に通所、通学する者がいること。
- 過疎地域(長田・梶山小学校区)以外の居住者であること。
- 現に住宅に困っていることが明らかな人であること。
- 市町民税などのすべての税について滞納がないこと。
- 暴力団の構成員でないこと。



◆県防災士養成研修を実施します

地域防災活動の中核的な人材となる防災士を養成するため、防災士養成研修を実施します。町では災害に強いまちづくりを推進するため、防災士資格取得者に助成金を交付しています。

■内容 =

防災士資格取得には、次の4つの過程を完了する必要があります。

- ①県が実施する「防災士養成研修」基礎コースの受講
 - ②課題レポートの提出
 - ③「防災士養成研修」専門コースの受講
 - ④日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し合格すること
- ※別途、消防署、日本赤十字や自治体が実施する「救急救命講習」を受講し修了証を取得する必要があります。

■日程および研修場所 =

【基礎コース】

日程①:6月17日(土)午前9時～午後5時15分(予定)

日程②:7月12日(水)午前9時～午後5時15分(予定)

場 所:都城市(詳細未定)

※日程①②のいずれかを受講してください。



【専門コース】

日 程:12月～令和6年3月ごろ(予定) 2日間

場 所:都城市(詳細未定)

※日程や会場が変更となる可能性があります。あらかじめご了承ください。

■防災士の資格取得に助成制度があります =

町では、防災士の資格を取得し、地域防災に協力するなど、交付要件を満たす人の受講料、登録費用経費を助成します。

■申込方法と期限 =

5月31日(水)までに総務課危機管理係へ申し込みください。

※会場の定員数になり次第、募集を締め切ります。早めに申し込みをしてください。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆6月4日～10日は「危険物安全週間」です



令和5年度危険物安全週間推進標語

『意志つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ』

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、6月4日(日)～10日(土)を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚および啓発を全国的に推進しています。

これを機に事務所では自主保安体制の確立を、町民の皆さんはセルフ給油所などで給油の際は注意事項を順守のうえ、事故防止に努めるようお願いいたします。

★お問い合わせは、

都城市消防局 予防課 ☎:22-8884 をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容 =

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通) をお願いします。



◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します

●備品等貸出事業

■事業内容 =

公益的な環境美化活動に対して備品などの貸し出しを行います。



■貸し出しを行う備品など =

貸出備品名	貸出数量	貸出条件など	貸出場所
2トントラック	1	普通自動車免許	町役場 都市整備課
軽トラック	1	普通自動車免許	
自走式芝刈り機	1		
草刈り機	2		

■貸出日時 =

土曜・日曜・祝日 午前8時～午後6時

【12月29日(金)～令和6年1月3日(水)を除く】

※町の公務使用に支障がある場合は使えません。

※次に案内する道路等環境整備事業を行う団体は優先して使用できます。

■使用できる団体 =

- ・公民館などの自治会、老人クラブ
- ・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- ・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- ・社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・特定非営利活動法人 など

■使用できる活動 =

町内の道路、河川、公園、学校その他公共施設の環境美化のために行う活動など

■申し込み方法 =

備品を使用する3日前までに都市整備課に申請書を提出してください。貸出備品が重複した場合は、先に申し込んだ団体を優先に貸し出します。

●道路等環境整備事業

■事業内容 =

町道の草刈り作業と刈り草の集草作業。

※次ページの図にある作業箇所を、8月までに1回目の作業を行い、2回実施する場合は、12月までに作業を行ってまいります。

■実施対象団体 =

- ・公民館などの自治会、老人クラブ
- ・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- ・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- ・社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・特定非営利活動法人 など

■奨励金 =

1回1社あたり15円(2回を上限とし、10万円まで支給)

■申し込み方法 =

5月31日(水)までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

■実施団体の決定 =

応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を都市整備課で選考します。



●公園等環境整備協働事業

■事業内容 =

小公園などの草刈り作業と刈り草の集草作業。

※8ページの図にある公園を、原則として年7回(4月から10月まで毎月)作業を行ってまいります。

■実施対象団体 =

- ・公民館などの自治会、老人クラブ
- ・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- ・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- ・社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・特定非営利活動法人 など

■奨励金 =

8ページの「公園等環境整備協働事業対象公園一覧表」でご確認ください。

■申し込み方法 =

5月31日(水)までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

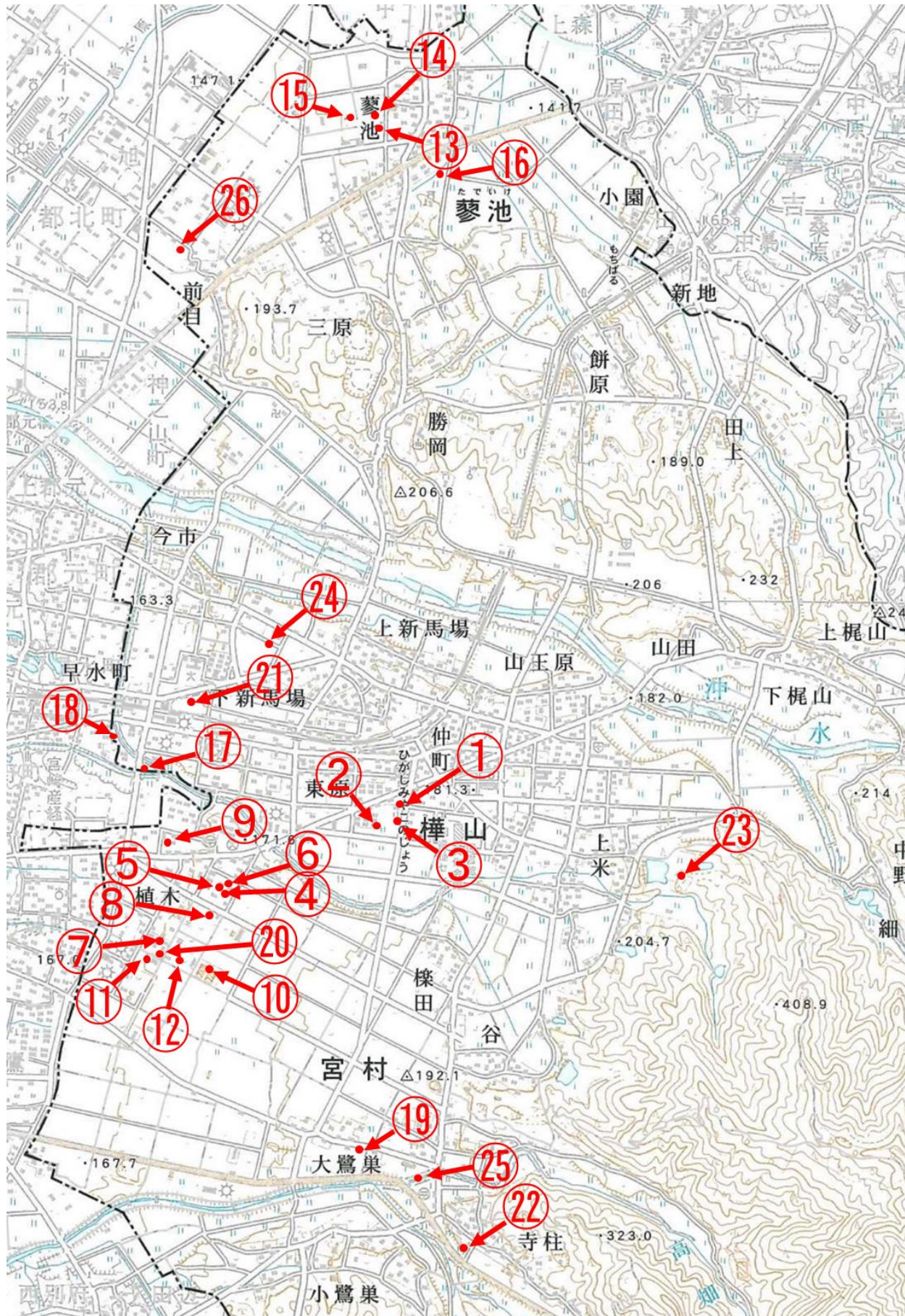
■実施団体の決定 =

応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を都市整備課で選考します。

★お申し込み・お問い合わせは、都市整備課 道路公園係(2階 ③番窓口)

☎:52-9068(直通) にお願ひします。

■下図の公園での作業を募集します
 皆様のご協力をお願いします



■公園等環境整備協働事業対象公園一覧表

番号	名称	所在地	面積 m ²	活動奨励金 (1回当たりの単価)円	備考
1	五本松小公園	五本松17-1	824	6,600	
2	西五本松公園	榊山3276-11	148	1,600	
3	もみの木小公園	榊山3314-7	559	4,500	
4	植木小公園1号	榊山1852-41	414	3,300	草刈実施中
5	植木小公園2号	榊山1870-13	410	3,300	草刈実施中
6	植木小公園3号	榊山1877-18	293	2,300	草刈実施中
7	植木小公園4号	宮村2918-7	265	2,100	
8	植木小公園5号	宮村3006-16	133	1,600	
9	植木小公園6号	榊山1923-30	93	1,600	
10	植木小公園7号	宮村3034-61	616	4,900	
11	植木小公園8号	宮村2789-30	454	3,600	
12	植木南小公園	宮村2785-5	333	2,700	
13	蓼池小公園1号	蓼池3717-9	153	1,600	
14	蓼池小公園2号	蓼池3850-18	136	1,600	
15	蓼池小公園3号	蓼池3720-10	109	1,600	
16	三本松小公園	蓼池3528-15	109	1,600	
17	稗田小公園	稗田62-1	785	6,300	
18	都三小公園	稗田57-3	399	3,200	草刈実施中
19	大鷲巣小公園	宮村1876-17	112	1,600	
20	やまと小公園	宮村2918-49	182	1,600	
21	中原小公園	榊山5036-85	900	7,200	
22	眺霧台小公園	宮村1201-22	282	2,300	
23	上米公園城跡広場	榊山115-3	630	5,000	草刈実施中
24	中原児童公園	新馬場30-1	2,500	20,000	
25	一町田公園(法面)	宮村1566	250	2,000	
26	前目公園(遊具広場)	蓼池4201-1	1,500	12,000	草刈実施中

◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐために危険なブロック塀などの除却を促すこと、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4m以上のも
- ひび割れ、傾きやぐらつきによってブロック塀などの健全性が確保されていないもの

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80cm以下とすること)

■補助額 =

◎撤去するブロック塀などの長さに1万2,000円/mを乗じた額と除却見積額のいずれか少ない額に3分の2を乗じた額

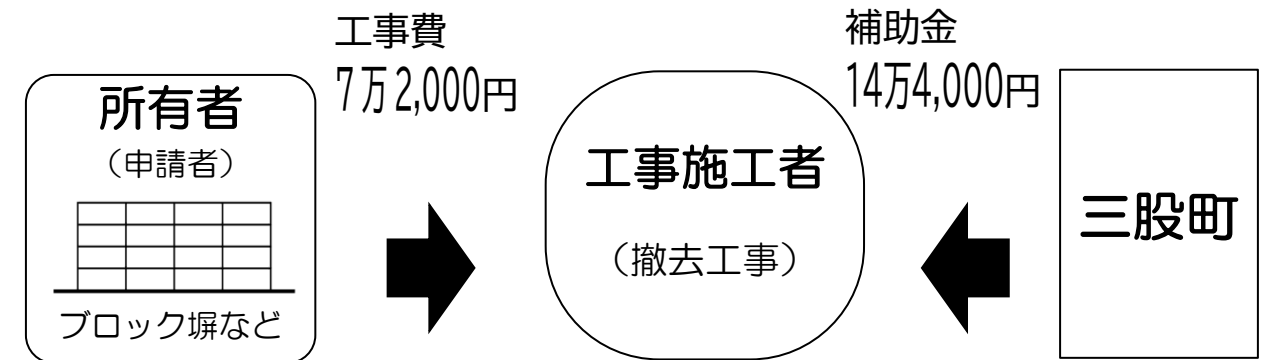
※ただし、最大14万4,000円までを補助します。



※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用 21万6,000円(税抜き)のとき)

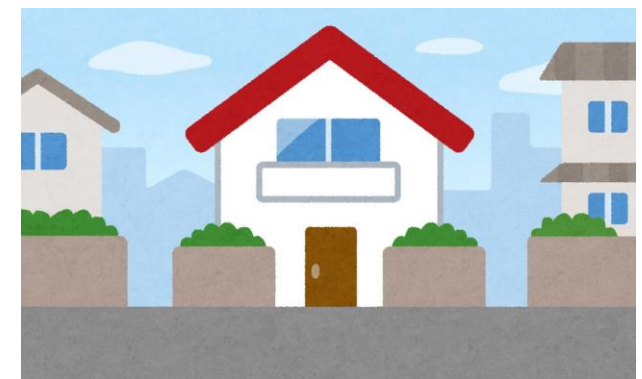


※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数 =

3件程度

※定数になり次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。



◆人間ドック費用の一部を助成します

※健康管理センター窓口での受付は行いません。電子申請または、健康管理センターまでお電話でお申し込みください。

30歳～70歳で、5歳ごとの節目の人を対象に、人間ドック費用の一部を助成します。受診希望者には、受診券を交付しますので町公式サイトまたは電話での予約をお願いします。

■対象者 = 節目年齢の人で、人間ドックの受診を希望する人
職場などでドックを受ける機会のない人



《対象者の生年月日一覧》

年齢	生年月日		
30歳	平成5年4月2日	～	平成6年4月1日
35歳	昭和63年4月2日	～	平成元年4月1日
40歳	昭和58年4月2日	～	昭和59年4月1日
45歳	昭和53年4月2日	～	昭和54年4月1日
50歳	昭和48年4月2日	～	昭和49年4月1日
55歳	昭和43年4月2日	～	昭和44年4月1日
60歳	昭和38年4月2日	～	昭和39年4月1日
65歳	昭和33年4月2日	～	昭和34年4月1日
70歳	昭和28年4月2日	～	昭和29年4月1日

■定員 = 150人(定員になり次第、締め切ります)

■予約の流れ =

- ①インターネットまたは電話で、「三股町人間ドック受診券」の申請を行う。
- ②健康管理センターで内容確認後、「人間ドック受診券(みどり色)」と問診票セット(問診票と検便容器)が住民票の住所に届く。(申請受付後、おおよそ2週間後)
※感染症対策のため、説明会は実施しません。「人間ドック受診券(みどり色)」と問診票セットが届いたら、内容をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、健康管理センターへお問い合わせください。
- ③「■実施医療機関」の一覧から受診したい医療機関を選び、自分で希望の日時を事前に予約する。
- ④受診当日、「人間ドック受診券(みどり色)」と問診票セット、健康保険証、自己負担金額(6,500円または7,500円)を忘れずに、医療機関へ持っていく。

■申請受付期間 =

インターネット:5月15日(月)～31日(水)

電話:5月15日(月)～31日(水) 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

■費用 = 人間ドック費用から助成額を差し引いた額が自己負担額です

種別	自己負担額	検査料(助成額)
消化器検査で、 胃内視鏡検査(胃カメラ)を選択	7,500円	3万1,500(2万4,000)円
胃部エックス線検査(バリウム)を選択	6,500円	2万7,500(2万1,000)円

※人間ドック検査項目以外の検査、精密検査、オプション(追加)検査などの費用は個人負担になります。

■人間ドック実施期間 = 令和6年3月31日まで

■検査項目 =

(1)診察	(2)問診	(3)身体計測	(4)呼吸器検査
(5)循環器検査	(6)超音波検査	(7)消化器検査	(8)脂質検査
(9)肝機能検査	(10)膵機能検査	(11)血液一般	(12)腎機能検査
(13)糖尿病検査	※オプション検査:ピロリ菌検査		

※(1)～(13)の検査の中で、受診しない検査があった場合、助成ができませんのでご注意ください。

■実施医療機関 =

医療機関名		電話番号(0986)
都城市	共立医院	22-0213
	早水公園クリニック	36-6117
	藤元総合病院附属予防医療プラザ	22-7017
	宮永病院	22-2015
	メディカルシティ東部病院	22-2240
	吉松病院	25-1500
	都城健康サービスセンター	36-8700

■注意事項 =

- 国民健康保険に加入している人が町の人間ドックを受ける場合、今年度の特定健診は受けることができません。
- 胃がんリスク検診は、人間ドックの検査に胃がん検診が含まれているため、重複して受けることができません。

★お問い合わせは、健康管理センター ☎:52-8481 をお願いします。

◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「成年後見制度の概要や利用方法」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。

また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 5月25日(木)

■時 間 = 午後1時～4時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、他の相談窓口の紹介も行っています。



「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。



◆「こころの健康相談」を実施します


都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	5月18日(木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに関する事 (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関する事 (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関する事
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504
をお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	5月20日(土) 毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	
注意事項	<p>・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。 ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。 現物を見て判断しますので、ご了承ください。</p> <p>・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。</p>	

使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。

使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 お願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日＝

毎週月曜・水曜・金曜

※祝日は除く

■時 間＝

午前9時～午後5時

■場 所＝

町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 お願いします。